

要配慮者利用施設の
避難確保計画ガイドライン
【石川県版】

石 川 県
令和3年3月

目 次

1.	計画の目的等（様式 1）	1
2.	防災体制（様式 2）	3
3.	情報収集（様式 3）	11
4.	避難誘導（様式 4）	14
5.	施設周辺の避難地図（別紙 1）	17
6.	避難の確保を図るための施設の整備（様式 5）	20
7.	自衛水防組織の業務に関する事項（様式 6）	22
8.	自衛水防組織活動要領（別添）	23
9.	自衛水防組織の役割と準備するもの（別表 1・2）	24
10.	防災教育及び訓練の取組（様式 7）	25
11.	情報伝達（様式 8・9・10）	27
12.	個別避難誘導（様式 11）	29
13.	防災体制一覧表（様式 12）	30

～本ガイドラインについて～

『要配慮者利用施設の避難確保計画ガイドライン【石川県版】』は、本編と様式編で構成されています。

本編の内容は、国土交通省から令和2年6月に公表されている『避難確保計画作成の手引き解説編』を分かりやすく整理したものになっています。

別冊の様式編（エクセルデータ）は、必要事項を入力すると避難確保計画が作成できる雛形となっており、「対象災害選択シート」及び「作業シート」で構成されています。

「対象災害選択シート」で、対象とする災害にチェックを入れることで、その事象にあった計画を作成することができます。

「対象災害選択シート」		
・対象となる災害を選んでください。 ・自衛水防組織の有無を選んでください。		
入力項目	入力セル	入力例
(対象災害)		
洪水	<input checked="" type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
内水	<input checked="" type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
高潮	<input checked="" type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
津波	<input checked="" type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
土砂災害	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
(自衛水防組織)		
自衛水防組織	<input checked="" type="checkbox"/>	○：有り、×：無し ○/×

また、「作業シート」の桃色の空欄を埋めることで、避難確保計画を作成することができます。

「作業シート」

社会福祉施設 避難確保計画 対象災害：土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり） 【施設名： <input type="text"/> 】 年 月 作成	様式の右側には 記載例があります 社会福祉施設 避難確保計画 対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波） 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり） 【施設名： <input type="text"/> ○○○○ 】 ○ 年 ○ 月 作成 <small>※このエクセルファイルの使い方 ・シート1～4は必ず入力してください。 ・シート5は必ず入力してください。 ・シート6は必ず入力してください。 ・シート7は必ず入力してください。 ・シート8は必ず入力してください。 ・シート9は必ず入力してください。 ・シート10は必ず入力してください。 ・シート11は必ず入力してください。 ・シート12は必ず入力してください。 ・シート13は必ず入力してください。 ・シート14は必ず入力してください。 ・シート15は必ず入力してください。 ・シート16は必ず入力してください。 ・シート17は必ず入力してください。 ・シート18は必ず入力してください。 ・シート19は必ず入力してください。 ・シート20は必ず入力してください。 ・シート21は必ず入力してください。 ・シート22は必ず入力してください。 ・シート23は必ず入力してください。 ・シート24は必ず入力してください。 ・シート25は必ず入力してください。 ・シート26は必ず入力してください。 ・シート27は必ず入力してください。 ・シート28は必ず入力してください。 ・シート29は必ず入力してください。 ・シート30は必ず入力してください。 ・シート31は必ず入力してください。 ・シート32は必ず入力してください。 ・シート33は必ず入力してください。 ・シート34は必ず入力してください。 ・シート35は必ず入力してください。 ・シート36は必ず入力してください。 ・シート37は必ず入力してください。 ・シート38は必ず入力してください。 ・シート39は必ず入力してください。 ・シート40は必ず入力してください。 ・シート41は必ず入力してください。 ・シート42は必ず入力してください。 ・シート43は必ず入力してください。 ・シート44は必ず入力してください。 ・シート45は必ず入力してください。 ・シート46は必ず入力してください。 ・シート47は必ず入力してください。 ・シート48は必ず入力してください。 ・シート49は必ず入力してください。 ・シート50は必ず入力してください。 ・シート51は必ず入力してください。 ・シート52は必ず入力してください。 ・シート53は必ず入力してください。 ・シート54は必ず入力してください。 ・シート55は必ず入力してください。 ・シート56は必ず入力してください。 ・シート57は必ず入力してください。 ・シート58は必ず入力してください。 ・シート59は必ず入力してください。 ・シート60は必ず入力してください。 ・シート61は必ず入力してください。 ・シート62は必ず入力してください。 ・シート63は必ず入力してください。 ・シート64は必ず入力してください。 ・シート65は必ず入力してください。 ・シート66は必ず入力してください。 ・シート67は必ず入力してください。 ・シート68は必ず入力してください。 ・シート69は必ず入力してください。 ・シート70は必ず入力してください。 ・シート71は必ず入力してください。 ・シート72は必ず入力してください。 ・シート73は必ず入力してください。 ・シート74は必ず入力してください。 ・シート75は必ず入力してください。 ・シート76は必ず入力してください。 ・シート77は必ず入力してください。 ・シート78は必ず入力してください。 ・シート79は必ず入力してください。 ・シート80は必ず入力してください。 ・シート81は必ず入力してください。 ・シート82は必ず入力してください。 ・シート83は必ず入力してください。 ・シート84は必ず入力してください。 ・シート85は必ず入力してください。 ・シート86は必ず入力してください。 ・シート87は必ず入力してください。 ・シート88は必ず入力してください。 ・シート89は必ず入力してください。 ・シート90は必ず入力してください。 ・シート91は必ず入力してください。 ・シート92は必ず入力してください。 ・シート93は必ず入力してください。 ・シート94は必ず入力してください。 ・シート95は必ず入力してください。 ・シート96は必ず入力してください。 ・シート97は必ず入力してください。 ・シート98は必ず入力してください。 ・シート99は必ず入力してください。 ・シート100は必ず入力してください。</small>
--	--

↑桃色の
空欄に記入

1. 計画の目的等

【様式1】

様式1での整理事項：計画の目的、計画の適用範囲、事前休業の判断

(1) 計画の目的

◆この計画を作成する目的を記載します。

Point

- ・本計画の対象となる災害は、水害（洪水、内水、高潮、津波）と土砂災害です。
- ・本施設が上記の災害の危険性がある箇所になっているか確認しましょう。
- ・ハザードマップなどにより、確認してください。

(2) 計画の報告

◆市町長への報告義務について記載します。

Point

- ・様式1～様式6は、市町長に提出します。
（様式6については、自衛水防組織を設置した場合のみ提出）
- ・様式7～様式12は、個人情報を含むため提出の必要はありません。

(3) 計画の適用範囲

◆この計画の対象者について記載します。

Point

- ・避難者数や避難誘導者数を把握しておくためにも、施設利用者数、施設職員数を確認しておきましょう。
- ・夜間や休日に災害が発生する場合もあるため、夜間や休日の人数も確認しておきましょう。（休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設のみ）

(4) 事前休業の判断

◆施設の事前休業の判断基準を記載します。

Point

- ・大型台風の来襲に伴う公共交通機関の計画運休や気象警報が発表された場合に、事前休業（外来診療やデイサービスなどの事業の中止等）を判断することも有効です。
- ・事前休業に関する基準を定める場合は、次ページの様式1「事前休業の判断について」の文を参考に判断基準を記載してください。

1. 計画の目的等

【様式1】

様式1 記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者

- ・施設利用者数は、時間帯や曜日によって異なるため、想定される最大の人数を平日と休日、昼間と夜間に分けて記載します。
- ・昼間については、通所部門と入所部門の合計人数を記載します。

【施設の状況】

	平 日		休 日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜 間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 8 時の時点で、全県下又は「 〇〇市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報

大雨警報又は特別警報

洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

- ・施設の利用時間や利用者の特性、利用者の通所（院）時間なども考慮して、休業の判断をしてください。
- ・事前休業の際は、利用者（介護者）等への連絡を徹底し、連絡漏れのないようにしましょう。

：入力箇所

2. 防災体制

【様式2】

様式2での整理事項：土砂災害時・水害時等の防災体制、活動内容、活動要員の基準等

(1) 防災体制の確立

◆土砂災害時及び水害時等の防災体制を検討します。

Point

- ・土砂災害や水害の発生が予想される場合は、防災体制を敷き、至急行動を開始する必要があります。
- ・災害発生時に迅速に活動できるよう、あらかじめ施設の防災体制を決めておく必要があります。

■防災体制設定の考え方

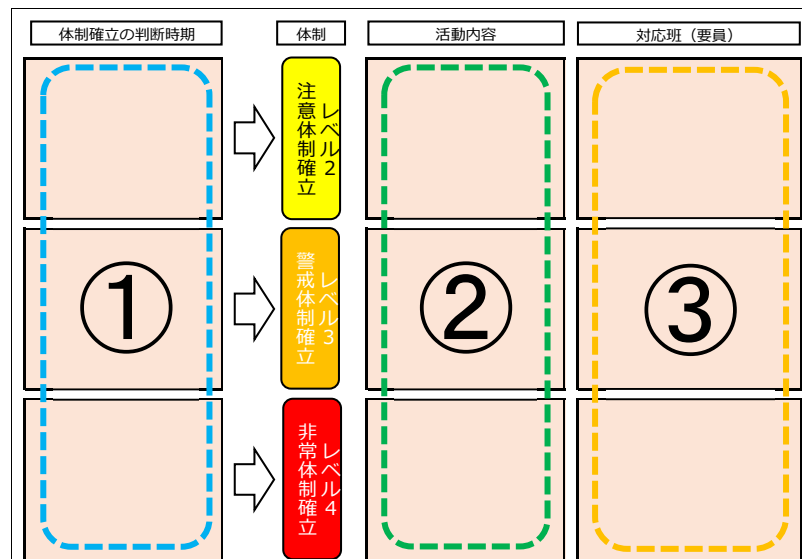
3つの防災体制を設定します。体制の名称と意味は以下のとおりです。

●体制の名称と意味

注意体制 (レベル2)	気象情報や今後の雨雲の動きなどの情報収集を開始する体制
警戒体制 (レベル3)	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、避難誘導の準備などを行う体制（要配慮者は避難開始）
非常体制 (レベル4)	引き続き、情報収集を行うとともに、避難誘導を開始する体制（要配慮者は避難完了）

●防災体制で決めること

- ① 3つの体制の設置基準を決めます。
- ② 3つの体制ごとの活動内容（何をするか）を決めます。
- ③ 決めた活動の対応要員（誰が行うか）を決めます。



2. 防災体制

【様式2】

(2) 防災体制確立の判断基準及び役割分担の決定〔土砂災害の場合〕

◆ 3つの体制の設置基準、活動内容、対応班（要員）を定めます。

Point

- まずは、P5の3つの体制の目安となる基準（例）を参考に、体制の設置基準を決めます。
- 次に、気象情報の収集から避難誘導までの間の主な活動内容及びその順序について検討します。
- 各活動を実施する要員を決めます。
- 浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要があります。

様式2 記載例

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】(土砂災害)

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨情報	注意 レベル2 体制確立	気象情報等の情報収集	総括・情報班 (情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難発令 ・大雨注意報 (土砂災害) 発表	警戒 レベル3 体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班 (情報収集伝達要員) 避難誘導班 (避難誘導要員) 総括・情報班 (情報収集伝達要員) 総括・情報班 (情報収集伝達要員) 避難誘導班 (避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の前兆現象	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班 (避難誘導要員)

「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始します。但し、土砂災害の前兆現象等を確認した際は、発令を待つことなく避難を開始することが重要です。

活動内容・対応要員を決定します。

前兆現象を確認するために、がけ等に近づくことは危険なため、施設内から確認できる範囲で把握しましょう。

2. 防災体制

【様式2】

■ 3つの体制と目安となる基準（例）

3の体制の設置の目安となる基準は、以下を参考に施設の実状に応じて設定してください。

【土砂災害の場合】

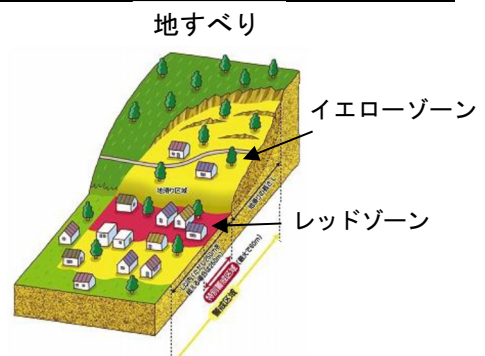
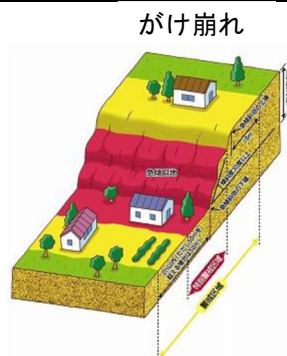
体制	設置の目安となる基準（例）
注意体制 (レベル2)	以下のいずれかに該当する場合 ・ 台風の襲来が予想されるとき ・ 大雨が予想されるとき
警戒体制 (レベル3)	以下のいずれかに該当する場合 ・ 大雨注意報（土砂災害）が発表されたとき ・ 高齢者等避難が発令されたとき
非常体制 (レベル4)	以下のいずれかに該当する場合 ・ 避難指示が発令されたとき ・ 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 土砂災害の前兆現象を発見したとき

■ 土砂災害のおそれのある区域

がけ崩れや土石流、地すべりによって被害が想定される区域について、法律に基づいて県が調査し、その結果を公表しています。

以下のような場所に施設が立地する場合は、建物内にとどまることは危険なので、早めに安全な場所へ避難してください。

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域 ※時間的に余裕がない場合等は屋内安全確保もやむを得ない
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち土砂災害が発生した場合に建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域 土砂災害特別警戒区域に位置する場合は、 <u>立ち退き避難が必要</u>






2. 防災体制

【様式2】

■土砂災害にかかわる用語の解説

●土砂災害の種類

がけ崩れ	土石流	地すべり
		
雨等の影響により家や施設裏等にある斜面が急激に崩れ落ちる現象。一番多い土砂災害	山の間にある溪流に堆積した土砂が大雨によって水と一体となって下流へ流れ込む現象	瞬時に土塊が崩れるのではなく、地下水などの影響により、ゆっくりと下方へ移動する現象。周辺にひび割れが生じるなど広範囲に影響

●土砂災害と前兆現象の種類

	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面 ・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水がさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする	
臭 覚	・腐った土の臭いがする	—	—	

2. 防災体制

【様式2】

■気象に関する情報

警報・注意報の種類	発表基準
大雨特別警報 (土砂災害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報。警戒レベル4（全員避難）に相当する。
大雨警報 (土砂災害)	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
大雨注意報 (土砂災害)	大雨による土砂災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。

■危険度分布に関する情報

色が持つ意味	発表基準	内閣府のガイドライン で発令の目安とされる 避難情報	相当する 警戒レベル
極めて危険	「命に危険の及ぶ土砂災害がすでに発生しているにもかかわらず極めて危険な状況。」 この段階の前に避難を完了しておく。	避難指示	4相当
非常に危険	速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。	避難指示	3相当
警戒	土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。高齢者等は速やかに避難する。	高齢者等避難	3相当
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※石川県の土砂災害に関する情報については、以下の URL から確認することができます。

<https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-i/sp/>（「石川県土砂災害情報システム SABO アイ」）

2. 防災体制

【様式2】

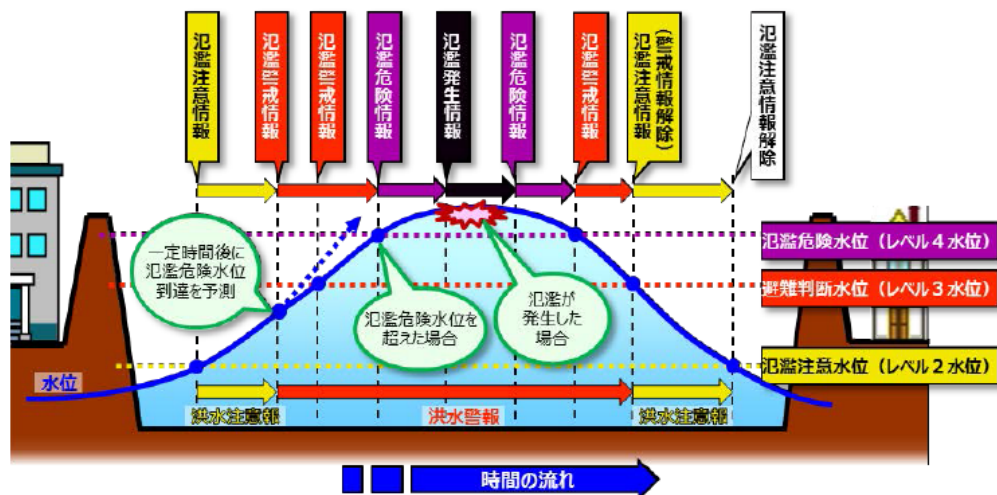
■洪水に関する情報

●河川の水位と洪水予報の関係

河川の水位の状態		水位に伴う洪水予報
水位	概要	
氾濫危険水位	河川が氾濫する恐れのある水位や安全に避難するために避難を開始すべき水位	氾濫危険情報
避難判断水位	市町からの避難準備情報などの避難情報が発表される目安となる水位	氾濫警戒情報
氾濫注意水位	河川の氾濫の発生を注意する水位	氾濫注意情報

●洪水予報ととるべき行動、警戒レベルの関係

情報	とるべき行動	警戒レベル
氾濫危険情報	速やかに危険な場所から避難先へ避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	警戒レベル4相当 (危険な場所から全員避難)
氾濫警戒情報	避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備をする。	警戒レベル3相当 (危険な場所から高齢者等は避難)
氾濫注意情報	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	警戒レベル2相当



資料：気象庁

※河川に関する情報は以下の URL から確認することができます。

<http://kasen.pref.ishikawa.jp/ishikawa/>(「石川県河川総合情報システム」)

2. 防災体制

【様式2】

■高潮に関する情報

●気象庁が発表する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準を確認することができます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html>

●都道府県知事が発表する水位到達情報

水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
〇〇海岸高潮氾濫危険情報	[水位到達情報] 〇〇海岸△△検潮所の水位が氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

※潮位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

<http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

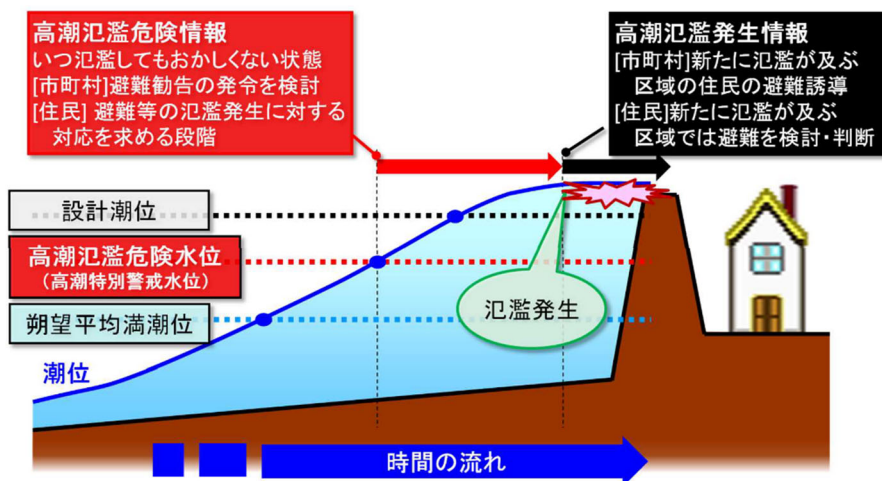


図 イメージ図

資料：気象庁

※高潮に関する情報の詳細な解説は、下記をご参照下さい。

気象庁WEB サイト「高潮に関する防災気象情報の活用」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ame_chuui/ame_chuui_p8-3.html

2. 防災体制

【様式2】

■津波に関する情報

●気象庁が発表する気象情報

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合 の発表	
大津波警報 (津波特別警報)	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

●津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

津波に関する情報の詳細な解説は、下記をご参照下さい。

気象庁WEB サイト「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>

3. 情報収集

【様式3】

様式3での整理事項：防災情報の収集方法

(1) 情報収集

- ◆あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- ◆気象情報や災害情報等について、積極的に情報収集することが重要です。

**Point**

- ・テレビ、ラジオ、インターネットのほか、ツイッター等のSNSを活用し、発信元の信頼性に留意しながら、情報収集を行いましょう。

- ◆身の回りに危険が迫っていないかを確認しましょう。

Point

- ・雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況（増水、浸水していないか等）、土砂災害の前兆現象（地鳴りがする、がけにひび割れができている、川の水が濁っている等）がないか等を、施設内の安全な場所から見える範囲で行いましょう。

(2) 情報伝達

- ◆避難する場合には、利用者の保護者・家族等に対し、電話や電子メール等で連絡をして下さい。（様式8「利用者緊急連絡先一覧表」活用）
- ◆災害時には、情報を施設内関係者間で共有します。（様式9「緊急連絡網」活用）

Point

伝達内容の例

「〇〇公民館（避難場所）へ避難します。」

「利用者引き渡しは〇〇公民館（避難場所）において行います。」

「利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とします。」

※電子メール等の文字情報による伝達の場合は、伝達文をあらかじめPC等に準備しておくことで迅速な伝達が可能になります。

3. 情報収集

【様式3】

様式3 記載例

5 情報収集・伝達

P13の主な情報及び収集方法を参照

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
気象情報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AM0000）
	高齢者等避難、避難指示	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。


 様式11 個別避難誘導一覧表

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 A会（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは A会（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

 様式8 利用者緊急連絡先一覧表
様式9 緊急連絡網

3. 情報収集

【様式3】

■主な情報及び収集方法

収集する情報	情報（例）	収集方法（例）
気象情報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	洪水予報、水位到達情報	市町からのFAX、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール
	高齢者等避難 避難指示 各種危険度情報 （SABO アイ、気象庁HP等）	テレビ、ラジオ、インターネット（市町村のウェブサイト）、防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール、サイレン、広報車、パトロール、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 （但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設職員による目視 （但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

4. 避難誘導

【様式4】

様式4での整理事項：避難場所、避難方法、避難経路及び移動手段

(1) 避難場所、移動距離及び手段

◆施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制を検討します。

Point

- ・別紙1（P17参照）の避難地図で検討した避難先を整理します。
- ・立ち退き避難^{※1}（水平避難）、屋内安全確保^{※2}（垂直避難）の避難先を記載します。
- ・別紙1の避難地図をもとに、避難先までの移動距離と移動手段、車両台数を記入します。
- ・土砂災害の場合は、立ち退き避難が原則ですが、緊急でやむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や施設内での屋内安全確保（垂直避難）となることもあります。

※¹立ち退き避難：指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。
 ※²屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をいいます。

- ・夜間や大雨等の状況を想定して移動手段を設定します。
- ・決めていた従業員が来られない、施設の車が使えないといったことも想定する必要があります。

様式4 記載例

1) 立ち退き避難(水平避難)を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（津波）	B神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（津波）	D小学校（校舎2階以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

洪水浸水想定区域（土砂災害警戒区域）内の避難場所は、災害により水没（倒壊）等する可能性があります。

洪水浸水想定区域（土砂災害警戒区域）外にある安全な避難場所を複数検討してください。

4. 避難誘導

【様式4】

様式4 記載例 つづき

浸水想定深より上階を避難階として記入してください。

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高潮）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無	階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

エレベーターは、停電や浸水によって停止することに留意します。

※建物名称は、複数の建物が該当する場合や日頃用いている名称がある場合に記載します。
 ※移動手段には、階段の昇降に使用する資器材（ストレッチャー、車椅子等）を記載します。

土砂災害の場合は、施設の中において斜面の反対側に避難することが重要です。土砂災害警戒区域側の窓のカーテンを閉める等の対策も行います。

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「〇〇公園」に避難するものとする。

指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等を記入してください。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

別紙1 【施設周辺の避難地図】
 様式1-1 個別避難誘導一覧表



4. 避難誘導

【様式4】

■避難行動の留意点



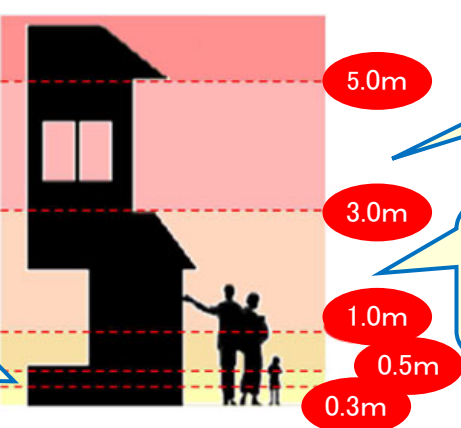
○立ち退き避難（指定避難所）
災害の危険に伴い避難をしてきた住民が一定期間滞在する施設。
（市町が指定）

○立ち退き避難（近隣の安全な場所）
急激な浸水など、極めて突発性の高い災害の際には、近隣の安全な建物に緊急避難することも検討。

○屋内安全確保（垂直避難）
屋外への移動により、かえって命に危険が及ぶ場合などは、施設や住宅の2階以上の階などに一時的に避難し、安全を確保する。

■施設周辺の水深の確認（ハザードマップを活用）

- ・施設が平屋建ての場合、3.0mの浸水で施設は天井付近まで浸かることになります。
- ・浸水深が0.5mの場合でも、ほとんど歩けなくなると考える必要があります。



0.5m以下の浸水では…

- ・1階床下が浸水
- ・歩行困難

0.5m～3.0mの浸水では…

- ・1階軒下まで浸水
- ・ドアが開かない

3.0m以上の浸水では…

- ・2階部分が浸水

5. 施設周辺の避難地図

【別紙1】

別紙1での整理事項：施設周辺の避難場所、避難経路を記した避難地図の作成

◆施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定し作成します。

Point

- ・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップで、避難場所及び避難経路を確認しておきます。
- ・避難場所は、浸水や土砂災害が想定されていない場所に設定します。
- ・悪天候の中や夜間に避難する可能性もあることから、危険状況に応じて選択できるよう、避難先と避難経路は複数設定します。

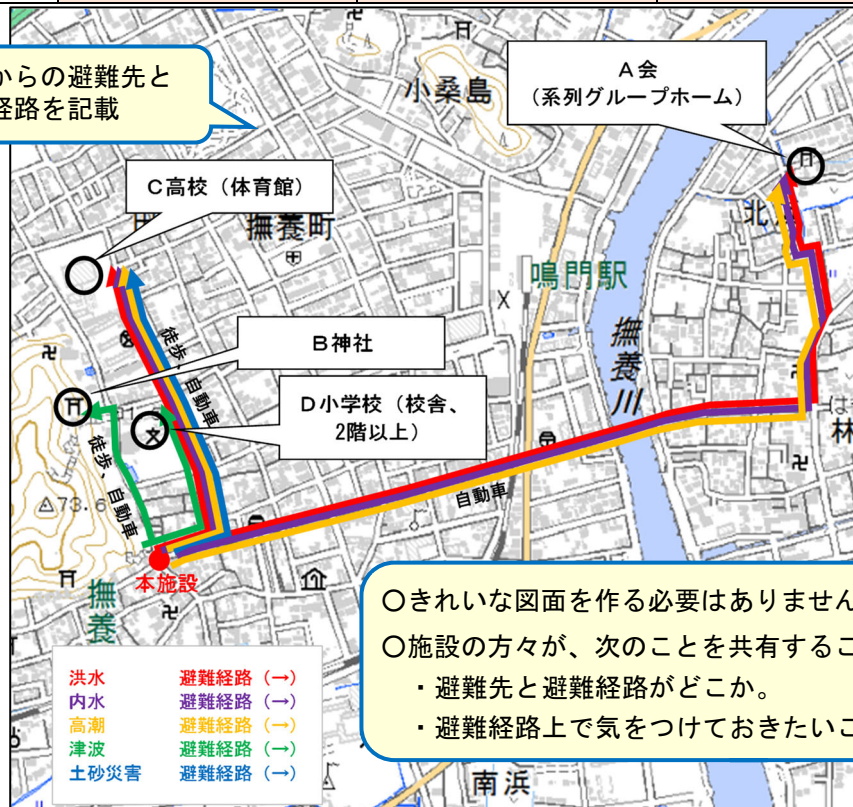
別紙 1 記載例

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所1	避難場所2	
洪水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
内水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
高潮	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
津波	B神社	D小学校（校舎2階以上）	指定無
土砂	C高校（体育館）	C高校（体育館）	本施設（斜面の反対側）2階

施設からの避難先と避難経路を記載



- きれいな図面を作る必要はありません。
- 施設の方々が、次のことを共有することが大切です。
 - ・避難先と避難経路がどこか。
 - ・避難経路上で気をつけておきたいことはないか。

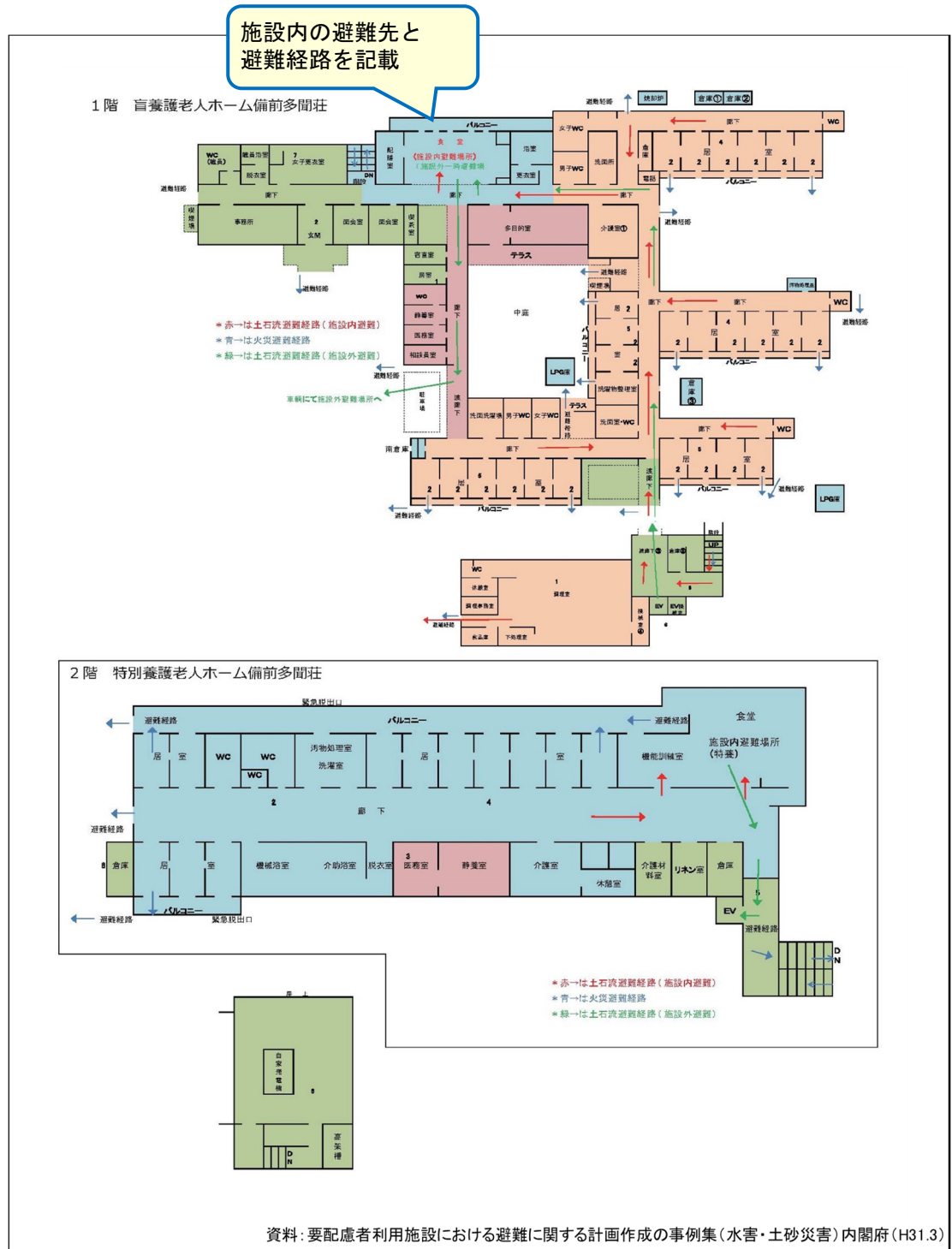
5. 施設周辺の避難地図

【別紙1】

別紙 1 記載例

【施設内の避難経路図】

屋内安全確保時の避難場所、避難経路は以下のものとする。



5. 施設周辺の避難地図

【別紙1】

■避難場所設定の考え方

●複数の避難場所を設定する

悪天候や夜間の避難、避難経路の通行止め等を想定し、近隣のより安全な場所へ避難できるよう、避難場所は複数設定します。

また、要配慮者利用施設の利用者の特性を踏まえて、系列施設及び同種類似施設を避難場所として検討します。

●施設内の安全なスペースを確保する

万が一避難が遅れた方や避難場所までの避難が困難な方が発生した場合を想定し、近隣の施設の上層階を一時避難所として設定しておくことが望ましいです。

本施設が鉄筋コンクリート造り等で、想定浸水深以上の高さに避難できるスペースがある場合は、そこに避難（上階への垂直避難）することも可能です。

■避難経路設定の考え方

●危険箇所を確認する

土砂災害危険箇所やアンダーパスなどを確認します。

●標高を確認する

河川からの氾濫水が到達していなくても、内水※による浸水が発生していることも考えられることから、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。

●複数の避難経路を設定する

道路の破損や橋の崩落、建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定します。

また、夜間や冬期間における避難も想定し、通行の安全性や除雪体制等も考慮します。

※内水とは・・・

河川が増水し氾濫する洪水とは異なり、下水道等の雨水を排水する能力の低下や放流先である川の水位上昇によって雨水を排水できないことによる浸水を指します。



6. 避難の確保を図るための施設の整備

【様式5】

様式5での整理事項：避難確保のために準備すべきものと必要な対策

◆施設利用者の特性等を踏まえ、施設の避難に必要なものを確認しましょう。

Point

- 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材に加え、施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等を備えておくことが有効です。

◆より一層の安全な避難の確保という観点からは、浸水を防ぐための対策、土砂災害に対する避難を確保するための対策も考えられます。

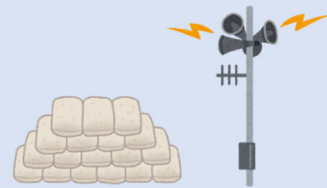
Point

【浸水を防ぐための対策】

施設の出入口等に土のうや止水板を設置する 等

【土砂災害に対する避難を確保するための対策】

- 土砂が衝突しても壊れないように、壁を補強する
- 近隣住民に助けを求めることができるように、施設屋外に非常用サイレンや回転灯を設置する 等



6. 避難の確保を図るための施設の整備

【様式5】

様式5 記載例

避難確保資器材一覧(例)

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時的避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、〇〇〇〇

土砂災害に対する避難を確保するための対策*

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇

※事前の対策

7. 自衛水防組織の業務に関する事項

【様式6】

様式6での整理事項：自衛水防組織の設置の検討

- ◆自衛水防組織とは、水害時の避難対応等を行う体制であり、設置することで役割がより明確になります。
- ◆自衛水防組織の設置は努力義務ですが、従業員数が比較的多い場合は、設置することが望ましいと考えられます。

様式6 記載例

8 自衛水防組織の業務に関する事項

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町長へ報告する。



別添 「自衛水防組織活動要領」

- ・自衛水防組織を設置する場合には、本様式を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。
- ・設置した場合は、市町への報告が必要です。

8. 自衛水防組織活動要領

【別添】

別添での整理事項：自衛水防組織活動要領の作成

- ◆自衛水防組織の設置に関する事項を、自衛水防組織活動要領として整理します。
- ◆別添は自衛水防組織を設定する場合のみ作成し、様式6に合わせて提出します。
- ◆様式は市町の実状に応じて、適宜修正を行いましょ。あらかじめ記載されている内容に支障がなければ、様式のままで問題ありません。

別添 記載例

自衛水防組織活動要領**(自衛水防組織の編成)**

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

9. 自衛水防組織の役割と準備するもの

【別表1・2】

別表1での整理事項：自衛水防組織の編成と任務

- ◆別表1は自衛水防組織を設定する場合のみ作成し、様式6に合わせて提出します。
- ◆自衛水防組織の役割（統括管理者、代行者、統括・情報班、避難誘導班）を決定します。
- ◆様式12の防災体制一覧表を参考にしてください。

別表1 記載例

自衛水防組織の編成と任務		役割
担当者		
統括管理者（施設長）（代行者 事務長）		
総括・情報班	班長（管理職員）	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	
避難誘導班	班長（管理職員）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

別表2での整理事項：自衛水防組織で準備しておくべきもの

- ◆別表2では、自衛水防組織の装備品を整理します。
- ◆様式5の避難確保資器材一覧を参考にしてください。

別表2 記載例

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

10. 防災教育及び訓練の取組

【様式7】

様式7での整理事項：防災教育及び訓練の計画と実施内容

(1) 防災教育及び訓練

- ◆水害や土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要です。

Point

- 避難訓練の実施により、情報伝達体制や避難誘導の確認を行うことが重要です。
- 水害や土砂災害に関する出前講座等の利用も検討しましょう。
- 施設単独の避難訓練だけでなく、地域で開催される避難訓練にも積極的に参加しましょう。

**1) 防災教育**

- ◆施設職員及び施設利用者に対してそれぞれ行います。

施設職員：避難確保計画の研修、過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承等

施設利用者：水害・土砂災害の危険性、避難場所の確認、緊急時の対応に関する保護者・家族等への説明等

2) 訓練

- ◆訓練は次のような種類があります。施設の特性を勘案して必要と思われる訓練を実施しましょう。
 - ▶ 情報伝達訓練
 - ▶ 保護者・家族等への引き渡し訓練
 - ▶ 施設職員の非常参集訓練
 - ▶ 避難訓練

Point

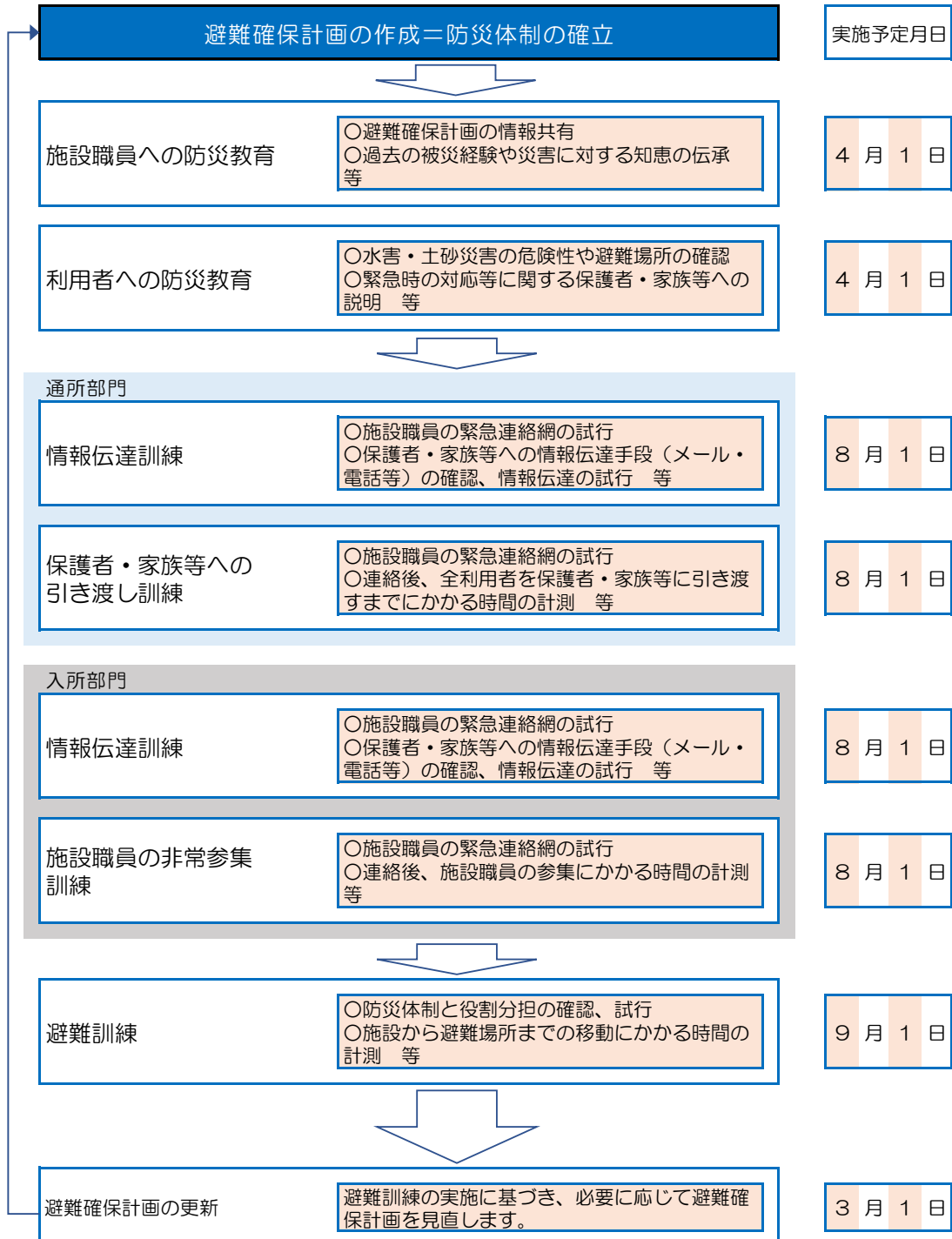
- 避難行動を日頃から意識して、効果的に訓練を行うために・・・
 - ⇒散歩のコースに避難経路を利用する、イベントの際に移動にかかる時間を計測する、福祉車両の使い方を周知するなどの工夫が必要です
- 避難訓練は、以下のように段階的に行うことも考えられます。
 - ①防災体制の確認：気象情報等の収集と施設内での情報共有、避難の判断
 - ②施設内での避難誘導訓練
 - ③施設外での避難誘導（移動）訓練
 - ④資器材・備蓄品等の確保、移動の訓練等

10. 防災教育及び訓練の取組

【様式7】

様式7 記載例

9 防災教育及び訓練の年間計画



11. 情報伝達

【様式 8・9・10】

様式 8・9・10 での整理事項：防災情報の伝達方法

- 様式 8 : 利用者緊急連絡先一覧表
- 様式 9 : 緊急連絡網
- 様式 10 : 外部機関等の緊急連絡先一覧表

(1) 情報伝達

- ◆様式 8 では、施設利用者の緊急連絡先を整理しましょう。
- ◆災害時には、情報を施設内関係者間で共有します。(様式 9 活用)

**Point**

- ・施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- ・連絡網が途切れた場合にも確実に連絡できる工夫を検討しましょう。
⇒連絡がつかない場合は、次の人に連絡し、後から確認する対応とする 等

(2) 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

- ◆緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。

Point

- ・施設職員間や施設の内外の情報共有が重要であるため、以下の情報を整理した表を作成しておきましょう。
⇒施設職員間や施設内外の情報の伝達手段、伝達ルート
⇒避難する際に協力を要請する町内会、病人・怪我人が出た際に受け入れてもらう病院や診療所等の連絡先（昼間・夜間）



- ◆作成した連絡体制表は、施設職員一人ひとりに配布するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。
- ◆施設職員間の連絡手段として、自宅の固定電話のほか、携帯電話、メール及び SNS 等を活用することも有効です。
- ◆連絡体制表は、市町役場、消防署、警察署、医療機関等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことが重要です。(様式 10 活用)

11. 情報伝達 【様式 8・9・10】

様式 8 記載例

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

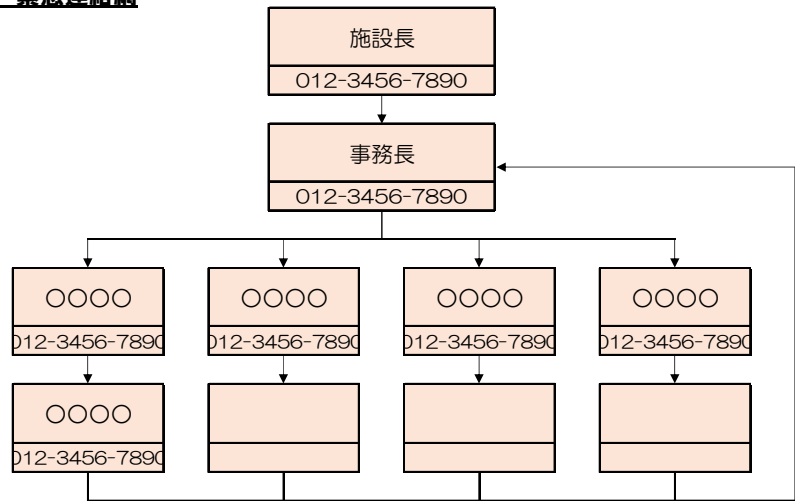
10 利用者緊急連絡先一覧表

	利用者			緊急連絡先				その他 (緊急連絡先等)
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5	〇〇〇〇	90	〇市3丁目××	△△△△	息子	012-3456-7890	〇市2丁目××	090-1234-5678

様式 9 記載例

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

11 緊急連絡網



様式 10 記載例

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

12 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町 (防災担当)	012-3456-7890	
市町 (福祉担当)	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の 支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

12. 個別避難誘導

【様式 11】

様式 11 での整理事項：施設利用者の対応内容、移動手段、担当者等

- ◆施設利用者の中には、単独で避難することが困難な方がいらっしゃいます。避難支援の必要な方の避難には、時間を要することが考えられます。
- ◆利用者ごとの避難方法を事前に検討しておく必要があります。

Point

- 利用者の状態を把握し、避難する際に準備が必要な装備（雨具、歩行補助器具等）を確認します。
- 施設から避難場所までの移動手段（徒歩、車いす、車等）を設定します。
⇒徒歩で避難することができる利用者は、杖や歩行器等の補助器具を確保します。
⇒徒歩で避難することが難しい場合は車いす、寝たきりの利用者を移動するためにはストレッチャー等の補助器具を確保します。
⇒車で移動する場合は、福祉車両及び一般車両等の車を確保します。
- 利用者の状態に応じて、担当者を設定します。
⇒施設利用者の人数とそれぞれの対応内容を整理したうえで、必要な担当者を適正配置することが望まれます。
- 施設利用者の避難で、マンパワー不足、避難に適した車両等の資機材が不足する場合は、応援体制を事前に検討しておく必要があります。自主防災組織（地域住民）、市町、社会福祉協議会、地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について連携し、いざという時に応援要請が可能な体制を構築しておきます。

様式 11 記載例

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.3 個別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	移動手段		担当者	備考
			立ち退き避難	屋内安全確保		
〇〇〇〇	012-3456-7890	1	徒歩	階段	〇〇〇〇	要介護度1
〇〇〇〇	012-3456-7890	4	自動車	エレベーター、ストレッチャー	〇〇〇〇	要介護度5

避難場所へ移動

1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用 4 ストレッチャーや担架が必要

5 その他

その他の対応

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

13. 防災体制一覧表

【様式 12】

様式 12 での整理事項：災害時の組織体制（「防災体制一覧表」）

◆施設における役割（管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班）を決定します。

Point

- 管理権限者と代行者、情報収集・伝達と避難誘導の2つの役割について、職員の体制を記載します。
- 作成の手順
 - ①各要員の役割に適した担当者を決めます。
 - ②各要員の対応内容を整理し、記載します。

※昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておく必要があります。

※また、職員の参集が予定通り進まない場合も想定します。

様式 12 記載例

1.4 防災体制一覧表

管理権限者（施設長）（代行者 事務長）

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長（管理職員）	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	
避難誘導 要員	班長（管理職員）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよいです。

- 責任者や担当者が不在の時にも、対応が進められる組織とすることが重要です。
- 役割分担は固定せず、人手が足りない場合に備えて、一人何役でもこなせるような体制とすることが有効です。
- 一人二役以上の役割をこなせるよう、日頃から訓練しておくことが重要です。

13. 防災体制一覧表

【様式 12】

■緊急時の職員配置と参集体制

●職員の役割分担の例

自衛水防組織を設置する場合 (対応班)	自衛水防組織を設置しない場合 (対応要員)	役割
総括・情報班	情報収集伝達要員	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。 テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、土砂災害の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。 施設内の職員や利用者へ放送し、各種情報を伝達する。
避難誘導班	避難誘導要員	高齢者等避難の情報が発令された場合や土砂災害の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

●参集基準の例

	活動内容
参集準備	台風の接近や大雨が予想される場合は、情報収集班がテレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、今後の雨の予想や行政機関が発表している情報等について情報収集を行い、他の職員と情報共有し、速やかに参集できる準備を整える。
応援当番職員参集	大雨警報が発表された場合は、当直施設職員の補助として、応援職員を速やかに参集できる準備を整える。
全職員参集	土砂災害警戒情報の発表や市町から高齢者等避難の情報が発令された場合は、利用者等を避難させるため、全職員が速やかに参集し、避難誘導を行う。

●参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・高齢者等避難が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	施設職員全員

